

未収債権の目標及び具体処理策の一覧

所属名 : 経済戦略局

頁 整理番号	債権名	所管部署 (連絡先)
2 001	インテックス大阪建物賃貸料	立地交流推進部国際担当 (06-6615-3741)
4 002	浅香資源再生共同作業場建物賃貸料	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3771)
6 003	工場アパート建物賃貸料	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3771)
8 004	住吉区苅田10丁目用地賃料相当損害金	企画総務部総務課 (06-6615-3719)
10 005	土地明渡請求事件に伴う賃料相当損害金	企画総務部総務課 (06-6615-3719)
12 006	もと生野公設市場賃料相当損害金	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3791)
14 007	小売市場土地賃貸料	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3791)
16 008	小売市場建物賃貸料	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3791)
18 009	西野田小売市場強制執行費用	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3791)
20 010	オーパスシステム利用者登録料	スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当 (06-6469-3869)
22 011	オーパスシステム利用者更新料	スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当 (06-6469-3869)
24 014	森之宮小売市場強制執行費用	産業振興部産業振興課施設管理担当 (06-6615-3791)

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	立地交流推進部国際担当	債権整理番号(3ヶタ)	001	債権名	インテックス大阪建物賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	-------------	-------------	-----	-----	---------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =アイ	ウ =アイ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	3,065	0	3,065	10	0	10	3,055	0.3%	0.3%	1,270,738	1,270,738	0	1,270,738	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	3,055
平29実績	3,055	0	3,055	0	0	0	3,055	0.0%	0.0%	1,389,726	1,389,726	0	1,389,726	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	3,055
平30当初目標	2,935	0	2,935	120	0	120	2,815	4.1%	4.1%	1,364,778	1,364,778	0	1,364,778	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	2,815
平30実績	3,055	0	3,055	0	0	0	3,055	0.0%	0.0%	1,371,746	1,371,746	0	1,371,746	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	3,055
令元当初目標	2,815	0	2,815	120	0	120	2,695	4.3%	4.3%	1,364,778	1,364,778	0	1,364,778	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	2,695
令元努力目標	3,055	0	3,055	120	0	120	2,935	3.9%	3.9%	1,364,778	1,364,778	0	1,364,778	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	2,935
令2当初目標	2,935	0	2,935	120	0	120	2,815	4.1%	4.1%	1,364,778	1,364,778	0	1,364,778	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	2,815

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計 ①～⑯ 計	
	③-C ① (2)	③-D (3)	③-E, F (4)	③-G (5)	①	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (10)	⑨、⑩ (11)	⑧ (12)	⑫ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状のもの又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中であり、現在の分割納付額では完納まで10年以上要するもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中だが、現在の分割納付額では完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中だが、現在の分割納付額では完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったため、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったため、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	所在など調査後、なお、行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産処分の停止の決議を行ったものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計
過年度	件数								1	1							0	1
	残高								3,055	3,055							0	3,055
現年度	件数								0								0	0
	残高								0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定期をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
- ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ) 3,055

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	H26年12月の分割納付誓約について履行が滞ったため、H28年8月に債務者に対して交渉を行い、再度の分割納付を誓約し、同年8月に誓約通り納付された。しかし、その後不履行が続いているため、定期的な債務者への連絡等を実施し、分割納付誓約の不履行が発生しないように取り組んでいる。	平成29年度から変更した建物賃貸借契約により、施設賃借人から建物賃料を徴収。
取組実績	H26年12月の分割納付誓約について履行が滞ったため、H28年8月に債務者に対して交渉を行ったところ、再度の分割納付を誓約し、同年8月に誓約通り納付されたものの、その後不履行が続いたため、定期的な債務者への連絡等を実施し、滞納が発生しないように取り組んだ。	施設賃借人から建物賃料を徴収しており、未収金を発生させることなく徴収を実施した。
課題	分納誓約後、滞納が発生している。	—
改善策	債務者との面談等を通じ、不履行に伴う再度の納付交渉を行う。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	債務者との面談等を通じ、不履行に伴う再度の納付交渉を行う。	引き続き、施設賃借人から建物賃料を徴収。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経游戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	002	債権名	浅香資源再生共同作業場建物賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
				「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など	

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ =イ+エ+オ	カ =ア-カ	キ =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ =サ+シ	ス =コ-ス	セ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ		
平28実績	11,326	0	11,326	99	0	99	11.227	0.9%	0.9%	0	0	0	0	0	0	0.9%	0.9%	11,227
平29実績	11,227	0	11,227	165	0	165	11,062	1.5%	1.5%	0	0	0	0	0	0	1.5%	1.5%	11,062
平30当初目標	11,048	0	11,048	168	0	168	10,880	1.5%	1.5%	0	0	0	0	0	0	1.5%	1.5%	10,880
平30実績	11,062	0	11,062	168	0	168	10,894	1.5%	1.5%	0	0	0	0	0	0	1.5%	1.5%	10,894
令元当初目標	10,880	0	10,880	168	0	168	10,712	1.5%	1.5%	0	0	0	0	0	0	1.5%	1.5%	10,712
令元努力目標	10,894	0	10,894	168	0	168	10,726	1.5%	1.5%	0	0	0	0	0	0	1.5%	1.5%	10,726
令2当初目標	10,726	0	10,726	168	0	168	10,558	1.6%	1.6%	0	0	0	0	0	0	1.6%	1.6%	10,558

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

回収債権											整理債権								(残高の単位:千円)	
旧分類	(3)-C (1) (2)	(3)-D (3)	(3)-E, F (4)	(3)-G (5)	(1)	(2)-A (6) (7)	(2)-B (8) (9)	(3)-H	(4) (10)	(9)、(10) (11)	(8)	(5) (12) (13)	(7) (14) (15)	(6) (16)	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの) 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、10年内に完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付中が、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付中が、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	所在など調査後、なお、行方不明等で、債権者が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の任事通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯		
過年度	件数						1		1		1								1	2
残高							3,797		3,797		7,097								7,097	10,894
現年度	件数								0										0	0
残高									0										0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数となる。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数
2人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

2
10,894

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納による支払に応じている債務者については、分割納付計画に従って納付していることを確認し、次年度の分割納付について早期に協議を行い、環境局と共同で納付金額の増額を求める。 死亡している債務者については、法定相続人の調査を完了させ、速やかに督促を行う。	—
取組実績	分割による支払に応じている債務者については、H31.3.18 債務者と次年度の納付について粘り強く交渉したが、納付金額は今年度と同額となった。分割納付計画に従い、納付されていることを確認している。 死亡している債務者については、法定相続人が全員相続放棄をしたため、債務者の資産調査を行っている。	—
課題	全体の未収金額に対して、納付される金額が少ないため、増額交渉を行なったが、今年度も同額となった。 死亡している債務者については直接回収できない。	—
改善策	分納による支払に応じている債務者については、環境局と共同で新年度の納付計画について、早期に協議を行い、納付金額の増額を求める。 死亡している債務者については、相続人がいないため、資産調査の後、債権放棄を検討する必要がある。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納による支払に応じている債務者については、分割納付計画に従って納付していることを確認し、次年度の分割納付について早期に協議を行い、環境局と共同で納付金額の増額を求める。 死亡している債務者については、法定相続人が全員相続放棄をしたため、債務者の資産調査を行っている。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	003	債権名	工場アパート建物賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	-------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A
「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分							現年度分							合計				
	前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =ア-イ	エ =ア	オ =イ+エ+オ	カ =ア-カ	ギ =エ-ウ	ケ =カニア	コ =カ	サ =エ	シ =サ+シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	11,984	0	11,984	573	0	573	11,411	4.8%	4.8%	19,992	19,992	0	19,992	0	100.0%	100.0%	64.3%	64.3%	11,411
平29実績	11,411	0	11,411	1,018	0	1,018	10,393	8.9%	8.9%	18,152	18,152	0	18,152	0	100.0%	100.0%	64.8%	64.8%	10,393
平30当初目標	10,951	0	10,951	24	0	24	10,927	0.2%	0.2%	18,218	18,218	0	18,218	0	100.0%	100.0%	62.5%	62.5%	10,927
平30実績	10,393	-56	10,449	139	1,938	2,021	8,372	1.3%	19.4%	17,612	17,612	0	17,612	0	100.0%	100.0%	63.3%	70.1%	8,372
令元当初目標	10,927	0	10,927	24	0	24	10,903	0.2%	0.2%	18,218	18,218	0	18,218	0	100.0%	100.0%	62.6%	62.6%	10,903
令元努力目標	8,372	0	8,372	895	0	895	7,477	10.7%	10.7%	17,637	17,637	0	17,637	0	100.0%	100.0%	71.3%	71.3%	7,477
令2当初目標	7,477	0	7,477	75	0	75	7,402	1.0%	1.0%	17,637	17,637	0	17,637	0	100.0%	100.0%	70.5%	70.5%	7,402

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A	②-B	③-H	④	⑨, ⑩	⑧	⑤	⑦	⑥					
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状未送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促手続中に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、未収金が残り、回収見込みのないもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行つたが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの停止の決議を行えないもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行っていないもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計
過年度	件数		12			2	3	5	1	23		3		3		10	14	30	53
	残高		1,994			171	275	645	55	3,140		896		380		1,161	2,795	5,232	8,372
現年度	件数									0								0	0
	残高									0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事業上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間に12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
- それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- * 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権: [(⑩ 又は ⑪ 又は ⑫) → (⑬)] → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

4. 30年度の取組内容の検証など

30年度末時点の債務者数
27人

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数
過年度残高計+現年度残高=30年度年度未収金残高
(上記2の表の合計)

53
8,372

	過年度	現年度
取組内容	<p>今後も引き続き督促を行い、回収に取組んでいく。 また所在不明者を調査し、新たに判明した者についても督促を行い、目標金額の回収に向けて取り組む。 以前からの所在不明者については、住民票が除票となってから5年以上が経過しているなど、所在把握が困難となっているものもあるため、今後は整理債権として処理することも視野に入れながら、債務者の財産調査等の情報収集を行い、必要に応じて専門家とも相談しながら手法について検討する。</p>	<p>今後も債務者に未納が発生した場合は、速やかに督促を行い、未収金が発生しないように努める。 督促しても支払われない場合には、当該人に連絡のうえ分納等の納付方法の相談等を行いながら、未収金の解消に取り組んでいく。 また、相談に応じない者や長期滞納者については、契約解除を行い法的手続きを移行する。</p>
取組実績	<p>連帯保証人や相続人について、所在調査を行い判明したものについては催告書を送付し回収に向けて取り組んだ。 その結果、分割納付を行っている債務者3名について、分割納付計画に従って納付したことを確認した。 また、債務者1名、法定相続人(2件)から時効援用通知書が提出されたため、不納欠損処理を行った。</p>	<p>支払いが滞っている債務者へは、電話及び文書により速やかに督促を行っており、未収金にならないように努め、督促しても支払われないケースが発生した場合は、粘り強く交渉のうえ、訪問等により納付相談を行なながら、未収金の解消に取り組んだ。 その結果、今年度においても新たな未収金を発生させることなく賃料を回収することができた。</p>
課題	<p>年に2回催告書を送付しており、一部の債務者については分割納付等の納付相談を行っているが、その他の債務者等からの納付がなされていない。</p>	<p>折衝や督促を行っても、速やかに納付されないことがある。</p>
改善策	<p>その他債務者等のうち、連帯保証人や法定相続人については所在調査が完了したため、催告書を送付し、未収金の解消に努める。</p>	<p>粘り強く折衝や督促を行うが、それでも支払いに応じない場合は、契約解除を視野に入れつつ、専門家に相談し、法的手段を検討していく。</p>

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<p>今後も引き続き催告書を送付し、目標金額の回収に向けて取り組んでいく。連帯保証人や法定相続人の所在調査が完了したため、催告書を送付し、未収金の解消に努める。 また、時効間近の債務者については、徴収見込みを確認したのちに法的手続きを含めた時効中断を行う。</p>	<p>今後も債務者に未納が発生した場合は、速やかに督促を行い、納付してもらうよう努める。督促しても支払われない場合には、訪問等により納付相談を行なながら、未収金を発生させないよう取り組んでいく。 また、相談に応じない者や長期滞納者については、契約解除を行い法的手続きを移行する。</p>

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経游戦略局	課・担当	企画総務部総務課	債権整理番号(3ヶタ)	004	債権名	住吉区刈田10丁目用地賃料相当損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	----------	-------------	-----	-----	--------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
				「A」… 目標を達成 、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達 、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など	

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計					
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	3,737	0	3,737	81	0	81	3,656	2.2%	2.2%				0	0	-	-	2.2%	2.2%	3,656
平29実績	3,656	0	3,656	141	0	141	3,515	3.9%	3.9%				0	0	-	-	3.9%	3.9%	3,515
平30当初目標	3,515	0	3,515	144	0	144	3,371	4.1%	4.1%				0	0	-	-	4.1%	4.1%	3,371
平30実績	3,515	0	3,515	144	0	144	3,371	4.1%	4.1%				0	0	-	-	4.1%	4.1%	3,371
令元当初目標	3,371	0	3,371	144	0	144	3,227	4.3%	4.3%				0	0	-	-	4.3%	4.3%	3,227
令元努力目標	3,371	0	3,371	144	0	144	3,227	4.3%	4.3%				0	0	-	-	4.3%	4.3%	3,227
令2当初目標	3,227	0	3,227	144	0	144	3,083	4.5%	4.5%				0	0	-	-	4.5%	4.5%	3,083

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計
	③-C (1)	③-D (2)	③-E, F (3)	③-G (4)	① (5)	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (9)	⑨、⑩ (10)	⑧ (11)	⑫ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの													
過年度	件数							1			1								0 1
残高								3,371			3,371								0 3,371
現年度	件数									0									0 0
残高										0									0 0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
2
人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

1
3,371

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を微収し、確実な債権回収に努めていく。	—
取組実績	分納誓約書を微収し、毎月定額の納付があった。	—
課題	毎月の納付額が債務残高に対して少額であるため、完納まで相当年数が必要である。	—
改善策	毎月の納付額の増額について要請していく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を微収し、確実な債権回収に努めていく。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	企画総務部総務課	債権整理番号(3ヶタ)	005	債権名	土地明渡請求事件に伴う賃料相当損害金(廃品回収共同作業場)	債権区分	私債権
----	-------	------	----------	-------------	-----	-----	-------------------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	-	合計(過年度+現年度)	A
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計					
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	1,167	0	1,167	27	0	27	1,140	2.3%	2.3%				0	0	-	-	2.3%	2.3%	1,140
平29実績	1,140	0	1,140	47	0	47	1,093	4.1%	4.1%				0	0	-	-	4.1%	4.1%	1,093
平30当初目標	1,093	0	1,093	48	0	48	1,045	4.4%	4.4%				0	0	-	-	4.4%	4.4%	1,045
平30実績	1,093	0	1,093	48	0	48	1,045	4.4%	4.4%				0	0	-	-	4.4%	4.4%	1,045
令元当初目標	1,045	0	1,045	48	0	48	997	4.6%	4.6%				0	0	-	-	4.6%	4.6%	997
令元努力目標	1,045	0	1,045	48	0	48	997	4.6%	4.6%				0	0	-	-	4.6%	4.6%	997
令2当初目標	997	0	997	48	0	48	949	4.8%	4.8%				0	0	-	-	4.8%	4.8%	949

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

旧分類	回収債権									整理債権									(残高の単位:千円)					
	(3)-C (1)	(3)-D (2)	(3)-E, F (3)	(3)-G (4)	(1)	(2)-A (6)	(2)-B (7)	(3)-H (8)	(9)	(4)	(9)、(10) (11)	(8)	(5)	(7)	(6)	回収債権 ①～⑨ 計	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯						
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、10年内に完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付中で、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付中で、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付中で、納付を猶予(期限延長)しているもの	差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が受任通知を受けたもの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯
過年度	件数						1			1									0	1				
残高							1,045			1,045									0	1,045				
現年度	件数									0									0	0				
残高										0									0	0				

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
- ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

1
1,045

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を微収し、確実な債権回収に努めていく。	—
取組実績	分納誓約書を微収し、毎月定額の納付があった。	—
課題	毎月の納付額が債務残高に対して少額であるため、完納まで相当年数が必要である。	—
改善策	毎月の納付額の増額について要請していく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	毎月の納付額の増額について要請していくとともに、引き続き分納誓約を微収し、確実な債権回収に努めていく。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	006	債権名	もと生野公設市場賃料相当損害金	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	-----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

過年度分										現年度分							合計		
前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =アイ	ウ =アイ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	1,252	1,252	84		84	1,168	6.7%	6.7%				0	0	-	-	6.7%	6.7%	1,168	
平29実績	1,168	1,168	0		0	1,168	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,168	
平30当初目標	1,168	1,168	1,168		1,168	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0	
平30実績	1,168	1,168	0		0	1,168	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	1,168	
令元当初目標	0	0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0	
令元努力目標	1,168	1,168	1,168		1,168	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0	
令2当初目標	0	0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0	

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

回収債権										整理債権									(残高の単位:千円)	
旧分類	(3)-C ① (2)	(3)-D (3)	(3)-E, F (4)	(3)-G (5)	①	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (9)	⑨、⑩ (10)	⑧ (11)	⑫ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計		
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの) 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	所在など調査後、なお、行方不明等で、債権者が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者が受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消費時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計		
過年度	件数		1								1								0	1
	残高		1,168								1,168								0	1,168
現年度	件数										0								0	0
	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数

1

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数

1

過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高

1,168

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	本市の勝訴判決より一定の期間が経過しており、専門家に相談しながら今後の対応を検討する。	—
取組実績	専門家と相談しながら、債権放棄も視野に入れて、対応を検討した。	—
課題	本市の勝訴判決より一定期間が経過していること。	—
改善策	専門家とともに検討した内容に基づき、今後の対応について調整を進めていく。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	専門家と相談しながら、債権放棄も視野に入れて、対応を検討していく。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	007	債権名	小売市場土地賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	-----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計					
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =アイ	ウ =アイ	エ	オ =エ+オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	1,398	0	1,398	330	0	330	1,068	23.6%	23.6%	294,136	259,691	0	259,691	34,445	88.3%	88.3%	88.0%	88.0%	35,513
平29実績	35,513	0	35,513	360	0	360	35,153	1.0%	1.0%	259,721	259,721	0	259,721	0	100.0%	100.0%	88.1%	88.1%	35,513
平30当初目標	35,153	0	35,153	35,153	0	35,153	0	100.0%	100.0%	259,712	259,712	0	259,712	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	35,153	0	35,153	360	0	360	34,793	1.0%	1.0%	263,958	263,958	0	263,958	0	100.0%	100.0%	88.4%	88.4%	34,793
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	259,712	259,712	0	259,712	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	34,793	0	34,793	34,793	0	34,793	0	100.0%	100.0%	263,958	263,958	0	263,958	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	263,958	263,958	0	263,958	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)																	
旧分類	回収債権								整理債権							合計 ①～⑯ 計	
	③-C ① (2)	③-D (3)	③-E, F (4)	③-G (5)	①	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (10)	⑨, ⑩ (11)	⑧ (12)	⑤ (13)	⑦ (14)	⑥ (15)	⑯ (16)		
状況	強制公	滞納発生直後のもの （督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状中のもの又は交付要求中のもの	差押手続中のもの又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中であり、現在の分割納付額では10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中だが、現在の分割納付額では10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が満り、再度、納付交渉中のもの	回収債権 ①～⑯ 計	所在など調査後、なお、行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産処分の停止の決議を行ったものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が行えないもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	
過年度	件数		1			1			2							0 2	
	残高		34,445			348			34,793							0 34,793	
現年度	件数							0								0 0	
	残高							0								0 0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：(④ → ⑤) 又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ / 整理債権：[(⑩ 又は ⑪) 又は ⑫ 又は ⑬] → ⑭ 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

2
34,793

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約中の未納者については、履行監視を行う。その他の未納者についても、法的手段を検討するなど回収に努める。	新たな未収金が発生しないよう資料の滞納があれば至急督促を行い、収入の確保に努める。
取組実績	専門家とともに債権の回収方法を検討した。 また、分納誓約中の未納者について履行確認を行った。	現年分の資料の新たな未収金は発生しなかった。
課題	一部の未納者は分納誓約を履行しているが、その他の未納者は支払いに応じる気配がない。	新たな資料の未収金は発生しなかったが、一部小売市場の経営は依然厳しいと思われる。
改善策	債権の回収の方法について、専門家とともに引き続き検討する。	新たな未収金が発生しないよう遅滞分は督促を行なうなど引き続き収入の確保に努める。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約中の未納者については、履行監視を行う。その他の未納者についても、法的手段を検討するなど回収に努める。	新たな未収金が発生しないよう資料の滞納があれば至急督促を行い、収入の確保に努める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	008	債権名	小売市場建物賃貸料	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	-----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度 からの 調定額越額	年度中の 調定変更額	過年度分						現年度分						合計					
		調定額 (過年度分)	微収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定額越額 (過年度分)	過年度 微収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	微収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定額越額 (現年度分)	現年度 微収率	現年度 整理率	合計 微収率	合計 整理率	年度末 未収金残高	
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	26,328	89	26,239	390	0	479	25,849	1.5%	1.8%	157,787	157,344	0	157,344	443	99.7%	99.7%	85.7%	85.7%	26,292
平29実績	26,292	0	26,292	420	0	420	25,872	1.6%	1.6%	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	85.3%	85.3%	25,872
平30当初目標	25,872	0	25,872	25,872	0	25,872	0	100.0%	100.0%	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	25,872	0	25,872	387	0	387	25,485	1.5%	1.5%	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	85.5%	85.5%	25,485
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	25,485	0	25,485	25,452	0	25,452	33	99.9%	99.9%	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33
令2当初目標	33	0	33	0	0	0	33	0.0%	0.0%	149,823	149,823	0	149,823	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	33

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計
	③-C (1)	③-D (2)	③-E, F (3)	③-G (4)	① (5)	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (9)	⑨, ⑩ (10)	⑧ (11)	⑫ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状のもの又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中であり、現在の分割納付額では10年以内の完納見込があるもの	差押手続中のもの又は履行延期の特約等又は分納誓約により分割納付中だが、現在の分割納付額では10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が満り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、未収金が残り、回収見込みのないもの	回収債権 ①～⑯ 計	差押えを行つたが、換価見込みのないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等で相続人調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたものの又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者が受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計	
過年度	件数		3			1				4								0	4
残高			25,065			420				25,485								0	25,485
現年度	件数									0								0	0
残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

- ① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定期をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
- ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
- ③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。
- ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

4
25,485

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約中の未納者については、履行監視を行う。その他の未納者についても、法的手段を検討するなど回収に努める。	新たな未収金が発生しないよう資料の滞納があれば至急督促を行い、収入の確保に努める。
取組実績	専門家とともに債権の回収方法を検討した。 また、分納誓約中の未納者について履行確認を行った。	現年分の資料の新たな未収金は発生しなかった。
課題	一部の未納者は分納誓約を履行しているが、その他の未納者は支払いに応じる気配がない。	新たな資料の未収金は発生しなかったが、一部小売市場の経営は依然厳しいと思われる。
改善策	債権の回収の方法について、専門家とともに引き続き検討する。	新たな未収金が発生しないよう遅滞分は督促を行なうなど引き続き収入の確保に努める。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	分納誓約中の未納者については、履行監視を行う。その他の未納者についても、法的手段を検討するなど回収に努める。	新たな未収金が発生しないよう資料の滞納があれば至急督促を行い、収入の確保に努める。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	009	債権名	西野田小売市場強制執行費用	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	---------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	4,031		4,031	0		0	4,031	0.0%	0.0%			0	0	0	0	0.0%	0.0%	4,031
平29実績	4,031		4,031	0		0	4,031	0.0%	0.0%			0	0	0	0	0.0%	0.0%	4,031
平30当初目標	4,031		4,031	4,031		4,031	0	100.0%	100.0%			0	0	0	0	100.0%	100.0%	0
平30実績	4,031		4,031	0		0	4,031	0.0%	0.0%			0	0	0	0	0.0%	0.0%	4,031
令元当初目標	0		0	0		0	0	—	—			0	0	0	0	—	—	0
令元努力目標	4,031		4,031	4,031		4,031	0	100.0%	100.0%			0	0	0	0	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0	0		0	0	—	—			0	0	0	0	—	—	0

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計
	③-C (1)	③-D (2)	③-E, F (3)	③-G (4)	① (5)	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (9)	⑨、⑩ (10)	⑧ (11)	⑫ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は未確認のもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は相続人調査後、なお、相続人が破産手続中のもの	債務者が受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計
過年度	件数		1							1								0 1	
残高			4,031							4,031								0 4,031	
現年度	件数									0								0 0	
残高										0								0 0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

1
4,031

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	強制執行費用については回収見込みが低いと思われるが、法的手段を引き続き専門家とともに検討する。	—
取組実績	法的手段を専門家とともに検討した。	—
課題	一部の未納者は分納誓約を履行しているが、その他の未納者は支払いに応じる気配がない。	—
改善策	債権の保全、回収の法的手段について専門家とともに引き続き検討する。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	強制執行費用については回収見込みが低いと思われるが、法的手段を引き続き専門家とともに検討する。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当	債権整理番号(3ヶタ)	010	債権名	オーパスシステム利用者登録料	債権区分	私債権
----	-------	------	--------------------	-------------	-----	-----	----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =エ-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	17	0	17	6	0	6	11	35.3%	35.3%	2,024	2,020		2,020	4	99.8%	99.8%	99.3%	99.3%	15
平29実績	15	0	15	3	0	3	12	20.0%	20.0%	1,876	1,873		1,873	3	99.8%	99.8%	99.2%	99.2%	15
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2,250	2,250		2,250	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	15	0	15	5	0	5	10	33.3%	33.3%	2,051	2,048		2,048	3	99.9%	99.9%	99.4%	99.4%	13
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2,250	2,250		2,250	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	13	0	13	6	0	6	7	46.2%	46.2%	2,250	2,250		2,250	0	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%	7
令2当初目標	7	0	7	7	0	7	0	100.0%	100.0%	2,250	2,250		2,250	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計			
	③-C ① ②	③-D ③ ④	③-E, F ⑤	③-G ⑥	①	②-A ⑦	②-B ⑧	③-H ⑨	④ ⑩	⑨、⑩ ⑪	⑧	⑫	⑬	⑤ ⑭	⑦ ⑮	⑥ ⑯					
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行つているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計
過年度	件数		20							20								0	20		
	残高		10							10								0	10		
現年度	件数		7							7								0	7		
	残高		3							3								0	3		

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度未収金残高
(上記2の表のテ)

27
27
13

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	2回目の口座振替収納不能者に対して、電話督促を行い、オーバスシステムを今後利用する意思があるか確認し、必要であれば督促状及び納入通知書を発送する。	引き続き相手方に対して何度も電話督促を行い、入金する必要性等を丁寧に説明しながら、可及的速やかに支払うよう粘り強く説得し、徴収率100%を目指していく。
取組実績	主に電話督促を中心に行い、オーバスシステムの利便性等を説明して入金するよう説得すると共に、電話のつながらない相手方に対しては再度納入通知書を発送した。	1回目口座振替収納不能者について、オーバスシステムの一時利用停止措置を実施。また2回目口座振替収納不能者については、すでに入力された施設予約の取消を実施。さらに2回目口座振替収納不能者に対して大阪市長名での督促状と納入通知書を送付。そして未入金分については電話督促を何度も行うなど、早期の督促活動に力を入れ、徴収率向上に努めた。
課題	1件500円の登録料回収に、督促状及び納入通知書を送付するための郵送料や、督促に関する電話料金・交通費等が必要となるため、回収額に対してそれに要する費用が大きい。	1件500円の登録料回収に、督促状及び納入通知書を送付するための郵送料や、督促に関する電話料金・交通費等が必要となるため、回収額に対してそれに要する費用が大きい。
改善策	過年度分に関しては、可能な限り電話督促を行い、相手方に入金の必要性について(他の利用者との公平性を確保する事等)を丁寧に説明して、入金の確約を取り付けたうえで納入通知書を発送する。	回収に要する費用を発生させないために、口座不能を未然に防止する必要があるため、登録カード送付時に、口座に一定金額が入金されているか確認するよう文書を追加するなどの対策を講じる。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き相手方に対して何度も電話督促を行い、入金する必要性等を丁寧に説明しながら、可及的速やかに支払うよう粘り強く説得し、徴収率100%を目指していく。	引き続き相手方に対して何度も電話督促を行い、入金する必要性等を丁寧に説明しながら、可及的速やかに支払うよう粘り強く説得し、徴収率100%を目指していく。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	スポーツ部スポーツ課スポーツ施設担当	債権整理番号(3ヶタ)	011	債権名	オーパスシステム利用者更新料	債権区分	私債権
----	-------	------	--------------------	-------------	-----	-----	----------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「—」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など					

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分								現年度分								合計			
	前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高	
	ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ゾ =サ-コ	タ =ス-コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ	
平28実績	1	0	1	1	0	1	0	100.0%	100.0%	773	772			772	1	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	1
平29実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	448	448			448	0	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	1
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2,100	2,100			2,100	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
平30実績	1	0	1	0	0	0	1	0.0%	0.0%	2,560	2,560			2,560	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2,100	2,100			2,100	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令元努力目標	1	0	1	1	0	1	0	100.0%	100.0%	2,100	2,100			2,100	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	0	—	—	2,100	2,100			2,100	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:円)																		
旧分類	回収債権								整理債権								合計 ①～⑯ 計	
	③-C (1)	③-D (2)	③-E, F (3)	③-G (4)	① (5)	②-A (6)	②-B (7)	③-H (9)	④ (10)	⑨、⑩ (11)	⑧ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)			
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付猶予等が行われたもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付猶予等が行われたもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付猶予等が行われたもの	債務者代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく満納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	
過年度	件数		1							1							0 1	
	残高		300							300							0 300	
現年度	件数									0							0 0	
	残高									0							0 0	

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑯ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度未収金残高
(上記2の表のテ)

1
300

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	2回目の口座振替収納不能者に対して、電話督促を行い、オーバスシステムを今後利用する意思があるか確認し、必要であれば督促状及び納入通知書を発送する。	引き続き相手方に対して何度も電話督促を行い、入金する必要性等を丁寧に説明しながら、可及的速やかに支払うよう粘り強く説得し、徴収率100%を目指していく。
取組実績	主に電話督促を中心に行い、オーバスシステムの利便性等を説明して入金するよう説得すると共に、電話のつながらない相手方に対しては再度納入通知書を発送した。	1回目口座振替収納不能者について、オーバスシステムの一時利用停止措置を実施。また2回目口座振替収納不能者については、すでに入力された施設予約の取消を実施。さらに2回目口座振替収納不能者に対して大阪市長名での督促状と納入通知書を送付。そして未入金分については電話督促を何度も行うなど、早期の督促活動に力を入れ、徴収率向上に努めた。
課題	1件300円の更新料回収に、督促状及び納入通知書を送付するための郵送料や、督促に関する電話料金・交通費等が必要となるため、回収額に対してそれに要する費用が大きい。	1件300円の更新料回収に、督促状及び納入通知書を送付するための郵送料や、督促に関する電話料金・交通費等が必要となるため、回収額に対してそれに要する費用が大きい。
改善策	過年度分に関しては、可能な限り電話督促を行い、相手方に入金の必要性について(他の利用者との公平性を確保する事等)を丁寧に説明して、入金の確約を取り付けたうえで納入通知書を発送する。	回収に要する費用を発生させないために、口座不能を未然に防止する必要があるため、登録カード送付時に、口座に一定金額が入金されているか確認するよう文書を追加するなどの対策を講じる。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	引き続き相手方に対して何度も電話督促を行い、入金する必要性等を丁寧に説明しながら、可及的速やかに支払うよう粘り強く説得し、徴収率100%を目指していく。	—

未収債権の目標及び具体処理策

所属	経済戦略局	課・担当	産業振興部産業振興課	債権整理番号(3ヶタ)	014	債権名	森之宮小売市場強制執行費用	債権区分	私債権
----	-------	------	------------	-------------	-----	-----	---------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」…目標を達成、「B1」…取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」…取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」…30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

前年度からの調定額越額	年度中の調定変更額	過年度分						現年度分						合計				
		調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定額越額(過年度分)	過年度微収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定額越額(現年度分)	現年度微収率	現年度整理率	合計微収率	合計整理率	年度末未収金残高
ア =前年度のテ	イ =ア-イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ-ウ	ケ =カ+ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ-コ	タ =ス+コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	0	0	0	0	0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平29実績	0	0	0	0	0	0	-	-	17,878			0	17,878	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17,878
平30当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	17,878	17,878	0	0	17,878	0.0%	0.0%					0	0	-	-	0.0%	0.0%	17,878
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	17,878	17,878	17,878		17,878	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0	0	0	0	0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況（件数、未収金残高、債務者数）

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権									整理債権									合計 ①～⑯ 計		
	③-C (1)	③-D (2)	③-E, F (3)	③-G (4)	① (5)	②-A (6)	②-B (7)	③-H (8)	④ (9)	⑨、⑩ (10)	⑧ (11)	⑫ (12)	⑬ (13)	⑤ (14)	⑦ (15)	⑥ (16)					
状況	強制公	滞納発生直後のもの (督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状向けて、財産調査中又は行方不明等で所在などを調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	差押手続中のものの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付を猶予(期限延長)しているもの	差押えを行つたが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至っていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が受任通知が届いたものの又は債務者が破産手続中のもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているものの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ⑩～⑯ 計	合計 ①～⑯ 計
過年度	件数		1							1								0 1			
残高			17,878							17,878								0 17,878			
現年度	件数									0								0 0			
残高										0								0 0			

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】

① 未収債権の件数は、原則、調定期数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)

② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。

それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。

※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ → ⑦) 又は (⑧ → ⑨) / 整理債権: [(⑩ → ⑪) 又は (⑫ → ⑬)] → ⑭] 又は ⑮ → ⑯

30年度末時点の債務者数
1人

過年度件数計 + 現年度件数計 = 30年度年度末未収金件数
過年度残高計 + 現年度残高計 = 30年度年度末未収金残高
(上記2の表のテ)

1
17,878

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	強制執行費用については回収見込みが低いと思われるが、法的手段を引き続き専門家とともに検討する。	—
取組実績	法的手段を専門家とともに検討した。	—
課題	一部の未納者は分納誓約を履行しているが、その他の未納者は支払いに応じる気配がない。	—
改善策	債権の保全、回収の法的手段について専門家とともに引き続き検討する。	—

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	強制執行費用については回収見込みが低いと思われるが、法的手段を引き続き専門家とともに検討する。	—